

## 早稲田UCカード会員特約

### 第1条(名称)

本カードは、学校法人早稲田大学(以下「大学」という)と早稲田大学校友会(以下「校友会」という)及び会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「帰属会社」という)が提携して発行するもので、早稲田UCカードと称します。

### 第2条(会員資格)

本カードは、校友を加入対象とし、本特約及び帰属会社の定める会員規約を承認のうえ入会を申込み、大学・校友会及び帰属会社が認めた方を会員とします。家族会員は会員の配偶者に限定します。

### 第3条(年会費)

会員は、校友会に対して所定の年会費を本カードの決済口座を通じて支払うものとします。(ただし、既に納入済の方及び終身会費納入者は除きます。)

### 第4条(会員資格の喪失)

会員が、大学及び校友会もしくは帰属会社からカード会員の資格を取り消された場合は、本特約による会員資格を喪失するものとします。

### 第5条(本特約の改定等)

1. 本特約が改定され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。
2. 本特約に定めのない事項については、帰属会社の会員規約が適用されるものとします。

## 早稲田UCカード Students会員特約

### 第1条(名称)

本カードは、学校法人早稲田大学(以下「大学」という)・早稲田大学校友会(以下「校友会」という)・早稲田大学生協同組合(以下「生協」という)及び会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「帰属会社」という)が提携して発行するもので、早稲田UCカードStudentsと称します。

### 第2条(会員)

本カードは、大学学部または大学院の学生であり且つ原則として生協組合員である者を加入対象とし、本特約・帰属会社の定める会員規約・早稲田UCカード会員特約を承認のうえ入会を申込み、大学・校友会・生協及び帰属会社が認めた方を会員とします。

### 第3条(早稲田UCカードへの切替)

会員は、この申込みが同時に大学・大学校友会及び帰属会社が提携して発行するクレジットカード(以下「早稲田UCカード」という)の入会申込みを兼ねることを予め承諾するものとします。会員が予め届け出た卒業予定年の所定の時期に、大学・校友会及び帰属会社が当該会員について早稲田UCカードの入会を審査しこれを認めた場合、会員は早稲田UCカードの会員となります。会員は審査の結果、早稲田UCカードの会員となれない場合があることを予め同意します。

### 第4条(会員資格の喪失)

会員が、大学・校友会及び生協もしくは帰属会社からカード会員の資格を取り消された場合は、本特約による会員資格を喪失するものとします。

### 第5条(カードの利用及びサービス)

会員が大学学部または大学院を卒業し校友会の会員となるまでは、帰属会社の会員規約に定めるリボルビング払い・各種キャッシングサービスの利用は停止させていただきます。

## 第6条(本特約の改定等)

1. 本特約が改定され、その変更内容を会員にお知らせした後に、早稲田UCカードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。
2. 本特約に定めのない事項については、帰属会社の会員規約が適用されるものとします。

## 《個人情報取り扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項》

### 第1条(会員情報の利用)

1. 入会申込者及び会員(以下併せて「会員等」という)は、学校法人早稲田大学(以下「大学」という)・早稲田大学校友会(以下「校友会」という)ならびに早稲田大学生生活協同組合(以下「生協」という)が、会員等にかかる下記(1)の個人情報を(2)に定める目的のために会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「帰属会社」という)と相互に交換し、保護措置を講じたうえで利用することにあらかじめ同意するものとします。
  - (1) 会員情報 会員等の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等、入会時及び入会後に届け出た事項
  - (2) 利用目的
    - ① 大学・校友会ならびに生協が会員等に向けた会報誌を発送するサービスを提供するため
    - ② 大学・校友会ならびに生協が教育事業に関するサービスを提供するため
2. 会員等は、大学・校友会ならびに生協が前記第1項(2)①の目的のためにその業務を委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で前記第1項(1)の個人情報を保護措置を講じたうえで当該業務委託先に預託することをあらかじめ同意するものとします。
3. 会員等が本条第1項(2)の利用目的の利用について中止を申し出た場合、大学・校友会ならびに生協は本カードのサービス提供に支障がない範囲でこれを中止するものとします。(中止の申し出は大学・校友会・ならびに生協が指定した下記に定める窓口連絡するものとします。)
4. 会員等は、大学・校友会ならびに生協に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示は大学・校友会ならびに生協が指定した下記に定める窓口で請求するものとします。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、大学・校友会ならびに生協はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
5. 大学・校友会ならびに生協は、本条第1項(1)に定める会員の個人情報について、本条に掲げた目的以外には利用しないものとします。

### 第2条(届出事項の利用)

会員等から、大学・校友会ならびに生協または帰属会社への氏名、自宅住所、自宅電話番号、勤務先等変更についての申し出があった場合、当該情報について大学・校友会ならびに生協が前条の規定に従い利用することに会員はあらかじめ同意するものとします。

#### <相談窓口>

大学・校友会ならびに生協に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問合せについては下記にご連絡ください。

#### <大学・校友会>

早稲田大学総長室校友課 早稲田大学校友会事務局  
東京都新宿区戸塚町1-104 TEL 03-3203-6284

#### <生協>

早稲田大学生生活協同組合  
東京都新宿区西早稲田1-6-1 TEL 03-3207-8613